

沿岸荷役事業料金（名古屋港）

港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）

（総トン数 500 トン未満の小型船荷役料金を除く）

I. 適 用 範 囲

この港湾荷役料金（沿岸荷役料金）は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（1トンにつき 単位円）

品目				金 額	
				接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場内	接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場前
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		6 7 0	5 3 6
		空		5 6 9	4 5 5
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			1, 0 1 4	8 1 1
	ノ ッ ク ダ ウ ン 自 動 車 ・ 完 成 車 （重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの）			7 8 8	6 3 0
	完 成 車（重量5ト以上又は容積20ト以上のもの）			1, 1 9 2	9 5 4
包	袋 物			1, 4 3 7	1, 1 5 0
	ベ ー ル 物			1, 4 2 0	1, 1 3 6
装 品	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）		1, 4 5 7	1, 1 6 6
		機 械 類（1個当り5トン以上のもの）		1, 1 9 2	9 5 4
		青 果 類		1, 2 6 2	1, 0 1 0
		冷 凍 品 ・ 冷 蔵 品		—	1, 5 5 6
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			9 4 2	7 5 4
	巻 取 紙（内地産）			1, 0 5 9	8 4 7
	木 材	岸壁揚 のもの	原 木 米国材・南洋材	9 2 9	7 4 3
			北 洋 材	9 1 1	7 2 9
			製 材	9 4 9	7 5 9
	非 鉄 金 属 類（半製品・銑鉄・地金）			1, 4 8 4	1, 1 8 7
	鋼 材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）		1, 2 2 3	9 7 8
		鋼管（口径12インチ以上のもの）コイル		1, 0 4 0	8 3 2
	石 材			1, 0 2 8	8 2 2
	撒 貨 物	小 麦 ・ 肥 料 原 料 ・ 鉱 石（粉）			1, 0 2 1
鉱 石（塊）・特殊鉱石			1, 2 1 8	9 7 4	
砂 糖			9 5 0	7 6 0	

沿岸荷役事業料金（名古屋港）

(1) 作 業 範 囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。
ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船船側 ↔ 上屋・野積場内の場合

（揚荷）本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

（積荷）上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側に移送する作業。

(ロ) はしけ内 ↔ 上屋・野積場内の場合

（揚荷）はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

（積荷）上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

②「接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船船側 ↔ 上屋・野積場前の場合

（揚荷）本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

（積荷）上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 ↔ 上屋・野積場前の場合

（揚荷）はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

（積荷）上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割 増 料 金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割増率
半 夜 荷 役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役	基本料金の 6 割増
土曜日荷役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増

沿岸荷役事業料金（名古屋港）

3. 割 引 料 金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きします。

(1) 大口数量割引

委託者からの 1 荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000 トン以上 3,000 トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の 5 %
- ② 3,000 トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の 7 %

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれかの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金に乗じて得た合計額の 5 %に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3 ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1 ヶ月間に 2 回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1 回当たりの荷役量が 3,000 トンを超えること

4. 待 機 料 金

待機料金は、次のとおりとします。

（1口1時間につき 単位円）

1 口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (11人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
昼 間 (8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	20,500	32,760	45,050	57,340	69,620	81,920
半 夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	31,890	50,960	70,080	89,200	108,300	127,430

本料金は、荷役開始時間（昼間荷役にあつては 8 時 30 分、半夜荷役にあつては 16 時 30 分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8 時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜荷役にあつては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最 低 料 金

最低料金は、次のとおりとします。

（1口につき 単位円）

1 口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (11人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
昼 間 (8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900
半 夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900

沿岸荷役事業料金（名古屋港）

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の 15 時）以降 2 時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の 15 時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

- (1) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナ詰めるまでの作業。
- (2) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付けるまでの作業。

（1 トンにつき 単位円）

袋物・ペール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2, 4 7 3
雑貨類・機械類（1 個当り 5 トン未満のもの） 及びこれらに類似した作業能率のもの	2, 2 1 7
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（1 個当り 5 トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1, 9 8 6

7. 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の 3 割とします。

ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

8. 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の 3 割とします。

9. はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の 8 割とします。

10. 上屋保管料金

- (1) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。
- (2) 本料金表に記載のない貨物については類似した保管内容（坪当りの収容トン数）の料金を適用します。
- (3) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

沿岸荷役事業料金（名古屋港）

（１日１トンにつき 単位円）

貨物分類 \ 区 分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ（野積場）	１３	９
織 維 原 料 類	５７	４３
青 果	５７	４３
窯 製 品	６８	５７
そ の 他 の 貨 物	１００	８１

- （注）１．公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。
 ２．コンテナについては、野積場置き料の料金とします。
 ３．定温保管を要する貨物については、本料金の ８割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の ２割増とします。

11. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）１トンにつき ４円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）１トンにつき １円 50 銭
(3) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）１トンにつき ３円 50 銭

12. 消費税及び地方消費税の加算

- （１） 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
 ただし、免税となる取引には適用しません。
 （２） 上記により計算された金額に １円未満の端数が生じたときは １円単位に四捨五入します。

13. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって １トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空ともに 20 フィート型は１個あたり 32 トン、40 フィート型は １個あたり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

14. その他

- （１） 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
 （２） 委託者の要求により、特別の荷役機器、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
 （３） 本料金に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。